

別紙5 住宅性能評価の等級

品確法に基づく建替住宅の住宅性能評価の等級を、以下のとおりとする。なお、付帯施設（駐車場、自転車置場等）の等級については、建築基準法により確保される水準以上とする。

| | 表示すべき事項 | 表示方法 |
|----------------|-------------------------------------|---------------------|
| 1・構造の安定に関すること | 1-1：耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) | 等級1 |
| | 1-2：耐震等級 (構造躯体の損傷防止) | 等級1 |
| | 1-3：その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) | 建築基準法により確保される水準 |
| | 1-4：耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) | 建築基準法により確保される水準 |
| | 1-5：耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) | 建築基準法により確保される水準 |
| 2・火災時の安全に関すること | 2-1：感知警報装置設置等級 (自住戸火災時) | 建築基準法・消防法により確保される水準 |
| | 2-2：感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時) | 建築基準法・消防法により確保される水準 |
| | 2-3：避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下) | 建築基準法・消防法により確保される水準 |
| | 2-4：脱出対策 (火災時) | 建築基準法・消防法により確保される水準 |
| 2・火災時の安全に関すること | 2-5：耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部)) | 建築基準法・消防法により確保される水準 |
| | 2-6：耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外)) | 建築基準法・消防法により確保される水準 |
| | 2-7：耐火等級 (界壁及び界床) | 建築基準法・消防法により確保される水準 |
| 3・劣化の軽減に関すること | 3-1：劣化対策等級 (構造躯体等) | 等級3 (木造の場合は等級2) |

| | 表示すべき事項 | 表示方法 |
|-----------------------|------------------------------|------------------------------|
| 4・維持管理・更新への配慮に関すること | 4-1；維持管理対策等級 (専用配管) | 等級2 |
| | 4-2；維持管理対策等級 (共用配管) | 等級2 |
| 5・温熱環境・エネルギー消費量に関すること | 5-1；温熱環境 (断熱等性能等級) | 建築物エネルギー消費性能誘導基準により確保される水準 ※ |
| 6・空気環境に関すること | 6-1；ホルムアルデヒド対策 (内装及び天井裏等) | 等級3 |
| 7・光・視環境に関すること | 7-1；単純開口率 | 建築基準法により確保される水準 |
| | 7-2；方位別開口比 | 建築基準法により確保される水準 |
| 8・音環境に関すること | 8-1；重量床衝撃音対策 | 等級2又は 相当スラブ厚15cm以上 |
| | 8-3；透過損失等級 (界壁) | 等級1 |
| | 8-4；透過損失等級 (外壁開口部) | 等級2 |
| 9・高齢者等への配慮に関すること | 9-1；高齢者等配慮対策等級 (専用部分) | 等級3 |
| | 9-2；高齢者等配慮対策等級 (共用部分) | 等級4 |

※ 建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律第35条第1項第一号の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能誘導基準